

平成26年度 公認審判員取得・昇格審査基準

一般財団法人 北海道陸上競技協会 審判委員会

2014年度（平成26年度）実施する公認審判員取得・昇格審査基準は、次のように審査致します。

（2015年4月1日取得・昇格）

1、審査基準資料

- (1) (財)北海道陸上競技協会公認審判員規定
- (2) ここに定める審査運用基準
- (3) (財)日本陸上競技連盟審査基準
- (4) 審判回数・講習回数は道陸協会計年度（4月1日から3月31日）とする

2、S級公認審判員

※S級の公認審判員となり得る資格を有するもので、地方陸協から推薦された者について審判審査委員会が審査し、理事会の承認を得て（財）日本陸連に推薦する。

- (1) A級で取得10年以上（2005年4月1日以前の取得者）を経過していて、かつ満年齢60才以上（1955年〈昭和30年〉3月31日以前の出生者）で、登録が完全に10年以上継続されていること。
- (2) 昇格推薦審査基準

ア、過去5年間の通算審判回数が30回以上で審判講習会3回以上受講していること。

注1、過去5年間とは2010年以降、年度に極端な偏りのないこと。

注2、審判出席回数が年間皆無または極端に少ない年があり、特別な理由がある場合は、副申請

書

を添付してください。

注3、審判講習会とは競技規則伝達講習会を指し、実技講習会等は認められません。

また年1回が原則で、年1回しか認められません。

3、A級公認審判員

※A級の公認審判員となり得る資格を有するもので、地方陸協から推薦された者について審判審査委員会が審査し、理事会の承認を得て（財）日本陸連に申請する。

- (1) 満年齢28才以上（1987年〈昭和62年〉3月31日までの出生者）で、取得後10年以上登録が完全に継続していること。

注1、登録欄に空欄がないよう、貴陸協にてご確認ください。

注2、やむをえず不明の場合は、副申請書を添付してください。

注3、登録期間が10年以上あり、やむをえず継続ができていない場合、副申請書を添付してください。昇格することもあります。

- (2) 昇格推薦審査基準

ア、過去5年間の通算審判回数が30回以上で審判講習会が3回以上受講していること。

イ、A級審判昇格講習を必ず受講していること。

注1、過去5年間とは2010年以降、年度に極端な偏りのないこと。

注2、審判出席回数が年間皆無または極端に少ない年があり、特別な理由がある場合は、副申請

書

を添付してください。

注3、審判講習会とは競技規則伝達講習会を指し、実技講習会等は認められません。

また、年1回が原則で、年1回しか認められない。

注4、複数年にわたり選手・コーチとしてこの協会に貢献した者については、昇格推薦されること

と

もある。(複数年にわたり国際大会日本代表及び道代表として全国大会入賞経歴等の副申請書を添付してください。)

4、B級公認審判員

- (1) 年齢満18才以上。(1996年3月31日までの出生者)
- (2) 学生・生徒として2年以上の陸上競技歴があり、審判講習会に出席した者。
- (3) 各地方陸協で1年以上の認定審判歴のある者。
- (4) 各地方陸協から推薦のある者。
- (5) 高校卒業予定者の申請については継続して審判として協力する意志のある者。
- (6) 特別の事情があった場合は、5月31日までの申請を受け付ける。

5、その他

- (1) S級の申請にあたって旧一種昇格時の手帳が必要です。
- (2) A級の申請にあたってB級取得時からの手帳又は過去5年間の審判歴がわかる手帳が必要です。
- (3) 提出された「審判講習会実績報告書」に記載のない講習会を、講習会の出席としてカウントしないで下さい。
- (4) 旧タイプ(黒表紙)の手帳を使用している審判員は、S級・A級昇格審査に、新タイプ(紺表紙)の手帳に切り替えて申請するようにして下さい。新タイプ(紺表紙)の手帳を使用している審判員は、新調する必要はありません。
- (5) S級の申請にあたって日本陸連より新手帳の進呈があります。写真(上半身3cm×4cm、背景無)が必要になりますので提出して下さい。